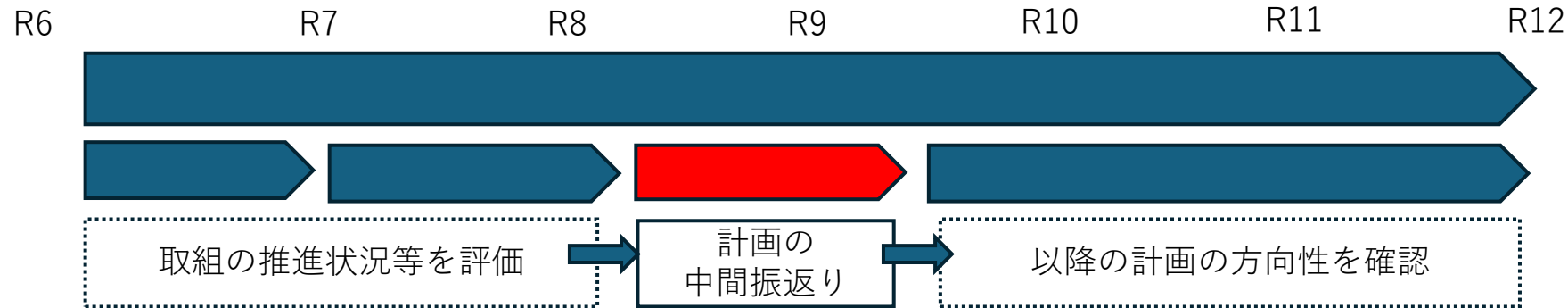


○経 過

本市基本計画については、計画期間を令和6年度から令和12年度までの7年間としていますが、法その他の関係法令に改正があった場合や、本計画の進捗等の状況変化により必要が生じた場合は適宜見直すこと、基本目標については中間年を目途に必要な応じて再設定を行うこととしています。

計画の中間年である令和9年度に向けて、**計画見直しの必要性等を確認**するため、令和8年度より有識者会議を開催し、計画の中間振り返りを行います。



○国の状況

令和6年4月の法施行以降、法及び基本方針の改正は行われていないが、令和8年度より、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられることとされ、併せて、次期基本方針（令和11年度～令和15年度）の策定に向けた検討を行うことを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」が開催されている。

○大阪府の状況

令和6年3月に「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）が策定された。当該計画では、大阪府は「広域的な女性支援の推進」、市町村は「最も身近な相談先として相談者の実働支援を行う」旨、役割分担として明記されている。令和8年度は、計画の改定に向けて「大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会」が実施されている。